

船舶事故調査報告書

平成29年9月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年1月8日 06時30分ごろ
発生場所	大分県杵築市守江港南東方沖 臼石鼻灯台から真方位198° 2.9海里（M）付近 （概位 北緯33° 21.6′ 東経131° 41.1′）
事故の概要	貨物船若波丸及び油タンカー第八金正丸は、共に錨泊中、第八金正丸が走錨して両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年3月29日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 若波丸、499トン 140613、木村汽船株式会社 B 油タンカー 第八金正丸、199トン 133030、泉海運株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 船長B、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に破口を伴う凹損及び擦過傷 B 船尾甲板右舷ハンドレールに曲損、右舷船尾部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風力 6、視程 約4M 海象：波高 約1.5m 杵築市には、1月7日16時37分に強風注意報及び波浪注意報が発表され、本事故時も継続中であった。 日出時刻：07時17分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aほか5人が乗り組み、空船の状態、平成29年1月8日04時00分ごろ守江港南東方沖に左舷錨鎖を4節半伸出し、B船の南西方約0.5Mの地点に法定灯火を表示して錨泊した。 船長Aは、錨泊後、走錨するような気象及び海象ではなかったため、05時30分ごろ降橋して自室で休息した。 船長Aは、06時30分ごろ衝突音を聞いて周囲を見たところ、A船とB船とが衝突したことを知った。 B船は、船長Bほか3人が乗り組み、空船の状態、01時00分ごろ守江港南東方沖で右舷錨鎖を約3節半伸出し、法定灯火を表示して錨泊した。 船長Bは、錨泊後、走錨するような気象及び海象ではなかったため、01時30分ごろ降橋して自室で休息した。 船長Bは、06時30分ごろ衝突音を聞いて周囲を見たところ、B

	<p>船が走錨してA船の左舷船首部とB船の右舷船尾部とが衝突したことを知った。</p> <p>B船の錨泊場所は、水深が約20m、底質が砂であった。</p>
分析	<p>A船は、強風注意報及び波浪注意報が発表されている状況下、守江港南東方沖で錨鎖4節半を伸出させて単錨泊中、走錨したB船が衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、強風注意報及び波浪注意報が発表されている状況下、守江港南東方沖で錨鎖3節半を伸出させて単錨泊中、係駐力を上回る外力を受けて走錨したことから、錨泊中のA船に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、日出前の薄明時、強風注意報及び波浪注意報が発表されている状況下、守江港南東方沖において、A船が錨鎖4節半を伸出させて単錨泊中、B船が錨鎖3節半を伸出させて単錨泊中、B船が、係駐力を上回る外力を受けて走錨したため、A船に衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予想最大風速に耐えることができる錨泊方法を講じること。